

会員通知 第14号
平成25年 3月27日

会員代表者各位

証券会員制法人札幌証券取引所
理事長 小池善明

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行に伴う「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正を行い、本所が定める日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成25年法律第2号）の施行により、株式会社企業再生支援機構の名称が「株式会社地域経済活性化支援機構」に変更されたことなどに伴い、株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援を行う上場会社について、株式会社企業再生支援機構が再生支援を行った場合と同様に、一定の条件のもとで、債務超過に係る上場廃止基準の適用を1年猶予する特例を設けるために株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例等の一部改正を行うものです。

なお、「本所の定める日」は、平成25年3月28日といたします。

以上

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例等の一部改正について

目 次

(ページ)

1. 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例の一部改正…………… 1
2. 株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する
有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正…………… 4

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>株式会社<u>地域経済活性化支援機構</u>が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>株式会社地域経済活性化支援機構</u>（以下「<u>地域経済活性化支援機構</u>」という。）が再生支援決定（<u>株式会社地域経済活性化支援機構法</u>（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する<u>再生支援決定</u>をいう。以下同じ。）を行った会社（<u>再生支援決定</u>が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（<u>株式会社地域経済活性化支援機構法</u>第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「<u>被支援会社</u>」という。）の発行する株券（優先株を除く。以下この特例において同じ。）について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(株券上場廃止基準の特例)</p> <p>第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号の規定の適用については、同基準第2条第5号（第2条の2第3号において読み替える場合を含む。）を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、<u>地域経済活性化支援機構</u>による<u>再生支援決定</u>に基づく事業の再生を行うこ</p>	<p>株式会社<u>企業再生支援機構</u>が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この特例は、<u>株式会社企業再生支援機構</u>（以下「<u>企業再生支援機構</u>」という。）が支援決定（<u>株式会社企業再生支援機構法</u>（平成21年法律第63号）第25条第4項に規定する<u>支援決定</u>をいう。以下同じ。）を行った会社（<u>支援決定</u>が行われた後、当該決定が撤回されることとなった会社又は当該会社の債務に係る買取決定等（<u>株式会社企業再生支援機構法</u>第31条第1項に規定する買取決定等をいう。以下同じ。）が行われないこととなった会社を除く。以下「<u>被支援会社</u>」という。）の発行する株券（優先株を除く。以下この特例において同じ。）について、有価証券上場規程の特例を規定する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(株券上場廃止基準の特例)</p> <p>第2条 被支援会社である上場会社が発行する株券についての株券上場廃止基準第2条各号及び第2条の2各号の規定の適用については、同基準第2条第5号（第2条の2第3号において読み替える場合を含む。）を次のとおりとする。</p> <p>(5) 債務超過</p> <p>上場会社はその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき（当該上場会社が、<u>企業再生支援機構</u>による<u>支援決定</u>に基づく事業の再生を行うことにより、当</p>

とにより、当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度（当該再生支援決定を公表した日から5年を経過する前に、地域経済活性化支援機構による当該再生支援決定に係る全ての業務の完了日が到来するときは、当該完了日の属する事業年度とする。以下この号において同じ。）の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態であることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなかったことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態であることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となつてから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）
- c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」

当該1年を経過した日から1年以内（当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態であることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）にあっては、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときで、かつ、企業再生支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われなかったことが確認できたとき。）。ただし、当該上場会社が次のaからdまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態であることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）には、債務超過の状態となつてから2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

- a 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続
- b 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）
- c 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」

に基づく整理

d 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

に基づく整理

d 企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生

株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>株式会社<u>地域経済活性化支援機構</u>が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</p> <p>1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係</p> <p>株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号に規定する「本所が<u>適当と認める場合</u>」に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。</p> <p>（a） 次の（b）の規定は、第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文に規定する「本所が<u>適当と認める場合</u>」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が<u>地域経済活性化支援機構</u>による<u>再生支援決定</u>を公表した日から<u>5年以内</u>に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が<u>地域経済活性化支援機構</u>による<u>再生支援決定</u>の日から<u>5年以内</u>に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「<u>再生支援決定</u>があったことを証する書面」と読み替え</p>	<p>株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い</p> <p>1. 第2条（株券上場廃止基準の特例）関係</p> <p>株券上場廃止基準の取扱い1.（5）の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い1.（5）dの規定の適用については、次のとおりとする。</p> <p>d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号に規定する「本所が<u>適当と認める場合</u>」に適合するかどうかの審査は、次の（a）及び（b）に定めるところによる。</p> <p>（a） 次の（b）の規定は、第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文に規定する「本所が<u>適当と認める場合</u>」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「第5号ただし書」とあるのは「第5号本文」と、「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあつては、当該期間が<u>企業再生支援機構</u>による<u>支援決定</u>を公表した日から<u>3年以内</u>に開始する事業年度の末日以前に限る。）」とあるのは「1年以内（当該期間が<u>企業再生支援機構</u>による<u>支援決定</u>の日から<u>3年以内</u>に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「<u>支援決定</u>があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの（イ）及</p>

るものとし、イの（イ）から（ハ）までの規定は適用しない。

（b） 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1年以内（dに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が地域経済活性化支援機構による再生支援決定を公表した日から5年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（ニ）までの区分に従い、当該（イ）から（ニ）までに規定する書面

（イ） 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ロ） 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の

び（ロ）の規定は適用しない。

（b） 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第3号の定めるところにより開示するまでの間において、再建計画（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号ただし書に規定する「1年以内（cに掲げる事項を行う場合にあっては、当該期間が企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限る。）に債務超過の状態でなくなる」ための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の（イ）から（ニ）までの区分に従い、当該（イ）から（ニ）までに規定する書面

（イ） 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ロ） 産活法第2条第25項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第49条に規定する特例の

適用を受ける特定調停手続による場合
も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたが
って成立したものであることを証す
る書面

(ハ) 私的整理に関するガイドライン
研究会による「私的整理に関するガイ
ドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドライン
にしたがって成立したものであるこ
とについて債権者が記載した書面

(ニ) 地域経済活性化支援機構による
再生支援決定に基づく事業の再生を行
う場合

地域経済活性化支援機構による当該
上場会社の債務に係る買取決定等が
あったことを証する書面

ロ 第2条において読み替えて適用する
株券上場廃止基準第2条第5号ただし
書に規定する「1年以内（dに掲げる事
項を行う場合にあっては、当該期間が地
域経済活性化支援機構による再生支援
決定を公表した日から5年以内に開始
する事業年度の末日以前に終了する
ときに限る。）に債務超過の状態でな
くなる」ための経営計画の前提とな
った重要な事項等が、上場有価証券
の発行者の会社情報の適時開示等
に関する規則第2条第1項第1号a
dに規定する公認会計士等により
検討されたものであることについて
当該公認会計士等が記載した書面

2. 第3条（監理銘柄及び整理銘柄の特例）関係

(1) 本所は、被支援会社である上場会社の
発行する株券が次のaからcまでのい
ずれかに該当する場合には、当該株券
を監理銘柄

適用を受ける特定調停手続による場合
も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたが
って成立したものであることを証す
る書面

(ハ) 私的整理に関するガイドライン
研究会による「私的整理に関するガイ
ドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドライン
にしたがって成立したものであるこ
とについて債権者が記載した書面

(ニ) 企業再生支援機構による支援決
定に基づく事業の再生を行う場合

企業再生支援機構による当該上場会
社の債務に係る買取決定等があった
ことを証する書面

ロ 第2条において読み替えて適用する
株券上場廃止基準第2条第5号ただし
書に規定する「1年以内（dに掲げる事
項を行う場合にあっては、当該期間が企
業再生支援機構による支援決定を公表
した日から3年以内に開始する事業年
度の末日以前に終了するときに限る。）
に債務超過の状態でなくなる」ための
経営計画の前提となった重要な事項
等が、上場有価証券の発行者の会社
情報の適時開示等に関する規則第2
条第1項第1号a dに規定する公認
会計士等により検討されたものである
ことについて当該公認会計士等が
記載した書面

2. 第3条（監理銘柄及び整理銘柄の特例）関係

(1) 本所は、被支援会社である上場会社の
発行する株券が次のaからcまでのい
ずれかに該当する場合には、当該株券
を監理銘柄

に指定することができる。この場合において、aに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a （略）

b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a（a）から（h）、（i）及び（k）の2から（m）の4のいずれかに該当するとき（（d）にあつては、「株券上場廃止基準第2条第5号（同基準第2条の2第3号の規定による場合も含む。）」とあるのは、「株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する株券上場廃止基準の特例第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号（同基準第2条の2第3号の規定による場合も含む。）」と読み替える。）

c 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文（かっこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、当該上場会社が1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画しているとき（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に限る。この場合における「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、1.において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1.（5）dの（a）の規定に基づき行うものとする。）で、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるか

に指定することができる。この場合において、aに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a （略）

b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a（a）から（h）、（i）及び（k）の2から（m）の4のいずれかに該当するとき（（d）にあつては、「株券上場廃止基準第2条第5号（同基準第2条の2第3号の規定による場合も含む。）」とあるのは、「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する株券上場廃止基準の特例第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号（同基準第2条の2第3号の規定による場合も含む。）」と読み替える。）

c 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文（かっこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、当該上場会社が1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画しているとき（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に限る。この場合における「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、1.において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い1.（5）dの（a）の規定に基づき行うものとする。）で、かつ、企業再生支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうか

どうかを確認できないとき。

(2)・(3) (略)

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

を確認できないとき。

(2)・(3) (略)